⑸　工期　令和８年２月27日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約4,000㎥、鉄筋約500ｔ、ガラス約1,000㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。
　ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子入札システムにより難いものは、発注者に紙入札方式変更届を下記４⑴に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑽　本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより行う業務である。
　ただし、電子契約システムにより難い者は、発注者に紙契約希望届を提出し紙契約に代えるものとする。
⑾　本工事は、現場閉所型により週休２日を確保する「週休２日制工事（現場閉所型）の試行対象工事である。
⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事（テレビ電波障害防除設備工事は除く。）である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
　なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
⒀　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。
　ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
⒁　受注者からの請求による⑿の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
⒂　⑿の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。
　ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
⒃　⑿の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
⒄　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年７月21日付北海道防衛局長）に示す手続きに従い、名寄⑸宿舎等新設建築その他工事（１工区）に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
　ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、総合審査数値が830点以上であること。
⑸　平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積3,000㎡／棟以上の新設工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
　ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
　工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
　ただし、建設業法第26条第３項に該当しない工事の場合については専任を要しない。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・一級建築士の資格を有するもの。
・これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定したもの。
イ　平成20年度以降入札公告日までに、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積1,500㎡／棟以上の新設工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事していること。）。
　ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の新設工事を施工した経験を有すること（建設工事共同企業体の構成員としての経験が認められる出資比率については、入札説明書による。）。
　工事成績の評定点が65点未満のものを除く。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　北海道防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和３年度及び令和４年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）
⑿　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
⒀　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。